

答 申 第 1 2 6 号

平成 1 5 年 3 月 2 8 日

千葉県代表監査委員 蕨 悦 雄 様

千葉県情報公開審査会

委員長 古 幡 浩

異議申立てに対する決定について（答申）

平成 1 4 年 8 月 2 9 日付け監査第 1 1 2 号による下記の諮問について、別紙のとおり答申します。

記

平成 1 4 年 7 月 1 8 日付けで提起された、平成 1 4 年 6 月 2 6 日付け監査第 5 4 号で行った行政文書不開示決定に係る異議申立てに対する決定について

答 申

1 審査会の結論

千葉県代表監査委員の決定は妥当である。

2 異議申立人の主張要旨

(1) 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、千葉県代表監査委員（以下「実施機関」という。）が平成14年6月26日付け監査第54号で行った「原告請求人、被告千葉県代表監査委員川崎康夫間の千葉地方裁判所の行政訴訟において被告は平成9年12月10日、請求人の平成7年度及び平成8年度の公開請求件数は、請求回数74回、請求件数4604件にのぼる、被告だけでも6回、1716件であると主張したので、その根拠となる資料」（以下「本件開示請求」という。）の行政文書不開示決定の取消しを求めるというものである。

(2) 異議申立ての理由

異議申立ての理由を要約すると、次のとおりである。

本件は、千葉県情報公開条例第11条に該当しない。仮に該当するとしても、個人情報の本人が開示請求しているのであるから公開すべきである。

3 実施機関の説明要旨

実施機関の説明は、おおむね次のとおりである。

本件開示請求の対象文書は、次の理由から条例第11条に該当する。

- (1) 千葉県情報公開条例（平成12年千葉県条例第65号。以下「条例」という。）第11条は、「開示請求に対し、当該開示請求に係る行政文書が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、実施機関は、当該行政文書の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる」としている。

- (2) 本件開示請求の場合、行政文書が存在しているか否かを答えると、特定の個人（異議申立人）が条例による廃止前の千葉県公文書公開条例（昭和63年千葉県条例第3号。以下「旧条例」という。）に基づき公開請求した事実の有無という不開示情報（条例附則第4項（旧条例第11条第2号）の個人情報）を開示することとなるため、条例第11条の規定により、本件開示請求を拒否したものである。
- (3) また、本件開示請求は、「原告請求人」という特定の個人の行政訴訟に関する文書の開示を求めたものであり、当該文書の存否を答えるだけで、特定個人が特定の行政訴訟を行っているかどうかを明らかにすることになる。
- (4) 本件開示請求は、開示請求書のいかんを問わず、開示・不開示の判断を行うものであるので、個人に関する情報について、本人が自己の情報を開示請求した場合及び本人以外の者が当該本人の同意を得て開示請求した場合であっても、条例附則第4項（旧条例第11条第2号）の規定により不開示となるものである（「情報公開事務の手引」平成14年3月 千葉県総務部文書課発行 314頁）。
- (5) 以上のことから、条例第11条の規定に基づき開示請求を拒否したものであり、本件不開示決定は、妥当である。

4 審査会の判断

当審査会は、異議申立人の主張及び実施機関の説明を審査した結果、以下のように判断する。

(1) 本件行政文書の存否応答拒否について

実施機関は、本件開示請求の記載内容から、行政文書の存否を明らかにすると、異議申立人が公開請求したという事実の有無及び特定個人が特定の行政訴訟を行っているかどうかといった旧条例第11条第2号該当の情報を明らかにすることになるから、条例第11条を適用したと主張するので、以下検討する。

ア 旧条例第11条第2号本文該当性について

本件開示請求において、異議申立人は、「原告請求人」という個人を特定

した上で、当該個人の行政訴訟に関する調査書類の開示を求めている。然るに、仮にそのような記録がされている文書が存在するとしても、異議申立人が主張する本件開示請求の内容は、異議申立人が公開請求した事実の有無及び特定の行政訴訟を行っているかどうかを明らかにするものと認められることから、本号本文に該当する。

イ 本号本文ただし書該当性について

上記アで本号本文に該当するとした情報が、本号ただし書ハに該当しないことは明らかなので、本号ただし書イ又はロに該当するか、以下検討する。

本件開示請求で、「原告請求人」、即ち異議申立人という特定個人を名指した請求に係る対象文書に記録された個人に関する情報は、法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されているものとは認められないことから、ただし書イに該当しない。また、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められないから、ただし書ロにも該当しない。

ウ 条例第11条該当性について

(ア) 条例第11条は、「開示請求に対し、当該開示請求に係る行政文書が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、実施機関は、当該行政文書の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。」と規定している。

(イ) 通常、行政文書の開示請求があったときは、実施機関は当該開示請求に係る行政文書の存否を明らかにした上で、行政文書の全部若しくは一部を開示する旨の決定、行政文書を開示しない旨の決定又は行政文書を保有していない旨の決定をすべきであるが、例えば特定の個人の病歴に関する情報など、情報の性質によっては、行政文書が存在するか否かを回答しただけで不開示情報が開示されるのと同様の結果を生じ、ひいては不開示情報として保護すべき利益が害される場合がある。

(ウ) 条例第11条は、そのような場合、行政文書の存否を明らかにしないで開示請求を拒否する決定ができる旨を定めたものである。ただし、同

条の規定は例外的なものであり、その適用に当たっては、これを厳格に解釈し、濫用することのないようにしなければならない。

- (エ) そこで、個人を特定した上で行った本件開示請求について検討すると、本件開示請求の記載内容から、当該行政文書の存否を答えるだけで、実施機関が当該個人に係る事実の有無を答えるのと同様の結果を生じせしめ、その結果、旧条例第11条第2号の非公開情報を公開することとなるものと認められる。したがって、本件開示請求は、条例第11条に該当するものと認められる。

(2) 本人に対する自己情報の開示について

条例は、開示請求者のいかなを問わず、開示・不開示の判断を行うものであるので、個人に関する情報について、本人が自己の情報を開示請求した場合であっても、不開示となるものである。

したがって、本件開示請求の内容を鑑みれば、本件開示請求が自己情報の開示請求であることは明白であるから、異議申立人本人が法令等の知識に精通しているか否かといった個別状況のいかににかかわらず、実施機関が千葉県個人情報保護条例に基づく開示請求をすべき旨、教示すべきであったものと考えられる。

(3) 結論

以上のとおり、本件開示請求につき、条例第11条の規定に基づき開示請求を拒否した実施機関の決定は妥当である。

5 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙のとおりである。

別紙

審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
14. 8. 22	諮問書の受理
14. 10. 9	実施機関の理由説明書の受理
15. 3. 3	審議
15. 3. 25	審議

参 考

千葉県情報公開審査会第2部会委員

氏 名	現 職	備 考
岩 間 昭 道	千葉大学教授	
佐 野 善 房	弁護士	
福 武 公 子	弁護士	
古 幡 浩	城西国際大学講師	部会長

(五十音順：平成15年3月25日現在)